

## スーパー定期（単利型）

(令和6年2月19日現在)

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型)(単利型) ◇お預入れ単位300万円未満……スーパー定期 ◇お預入れ単位300万円以上……スーパー定期300
2. ご利用いただける方	法人及び個人のお客さま
3. 期間	◆定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ◆満期日指定方式 1か月超5年未満 ※定型方式の場合はお預入れ時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	一括お預入れ ◇スーパー定期………1円以上300万円未満 ◇スーパー定期300………300万円以上1,000万円未満 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 お預入れ期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 お預入れ期間2年以上のものは預金規定に定めた中間利払以後および満期日以後に分割してお支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は、お預入れ日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70% 小数点第4位以下切り捨て)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	個人の場合は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。 お預入れ期間2年ものは中間利払利息を定期預金とすることができます。 個人の場合は法令に定められた条件を充たせばマル優でのお取扱いができます。
9. 税区分	個人のお客さまはマル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)、法人のお客さまは総合課税扱いとなります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次頁のお預入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。

## スーパー定期（単利型）

13. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

【全国銀行協会相談室】



イーナットク  
0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(3 - 2)

スーパー定期（単利型）

●中途解約利率

次のA、Bの低い方とします。（小数点第4位以下切り捨て）

なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

【A】

定期預金の 契約期間 経過期間	1か月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	7年	10年
6か月未満	普通預金利率					
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×10%	普通預金利率
1年以上 1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年半以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%
2年以上 2年半未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%
2年半以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%
3年以上 4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×60%	約定利率×30%
4年以上 5年未満	—	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
5年以上 6年未満	—	—	—	—	約定利率×80%	約定利率×50%
6年以上 7年未満	—	—	—	—	約定利率×90%	約定利率×60%
7年以上 8年未満	—	—	—	—	—	約定利率×70%
8年以上 9年未満	—	—	—	—	—	約定利率×80%
9年以上 10年未満	—	—	—	—	—	約定利率×90%

- 【B】 (a) 5年以下のもの  
経過期間に該当する期間の約定利率の95%  
(b) 5年超のもの  
経過期間に該当する期間の約定利率の90%